

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月22日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年1月30日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における駐車場内での事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成28年10月20日 午後2時5分

2 事故発生場所

荃崎学校給食センター内駐車場

3 相手方

(1) 住所 つくば市上郷1357番地3

(2) 氏名 (有)つくばプランニング 代表取締役 中山正仁

4 事故の概要

センター調理員が、台車のゴミを降ろしていたところ、台車が急に動きだし、止まっていた配送トラックのドアの部分にあたり、凹みとキズをつけてしまった。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金60,828円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。